

地域密着型サービスにおける 自己評価・外部評価の手引き

豊島区 福祉部 介護保険課 事業者指定グループ

1. 趣旨

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議(介護・医療連携推進会議)において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行い、その結果を公表することが義務付けられています。

また、豊島区では、平成31年3月より事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護について、福祉サービス第三者評価の受審を指定の条件に付していますが、令和4年4月より運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価機関による評価(第三者評価)を受けたものとみなすことを可能としました。

外部評価終了後は、その結果を区に提出してください。

なお、提出書類および各様式は区ホームページに掲載しております。

区ホームページ：<https://www.city.toshima.lg.jp/201/2206091529.html>

対象となるサービスと実施頻度

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護	1年に1回以上
・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護	3年に1回以上

※新規指定を受けた事業所は、指定年度の翌年度から開始

2. 評価の実施方法について

◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(1) 介護・医療連携推進会議を活用した外部評価を実施する際の留意点

- ① あらかじめ選定した構成員による介護・医療連携推進会議をおおむね6月に1回以上(年2回)開催すること。
- ② 少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施すること。
- ③ 評価を行う際は、単独開催で行うこと。
- ④ 区職員又は地域包括支援センター職員、利用者、地域の医療関係者、地域住民の代表者等、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須。

(2) 評価の流れ

① 自己評価

自己評価の実施にあたっては、「自己評価・外部評価 評価表」の「自己評価欄」を活用します。

事業所すべての職員が参加し、提供するサービス内容について振り返りを行い、個々の従業員の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

② 外部評価

外部評価は、あらかじめ選定した構成員による介護・医療連携推進会議で行います。自己評価結果に基づき、提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが大切です。

③ サービス評価まとめ

介護・医療連携推進会議で検討した結果を「外部評価コメント」欄にまとめ記入し、「自己評価・外部評価 評価表」を完成させます。

評価様式

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(別紙1) 自己評価・外部評価評価表【公表・要提出】
------------------	----------------------------

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護の評価の在り方については、全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会(<https://24h-care.com/>)の資料・事例集を参照してください。

◆ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

(1) 運営推進会議を活用した外部評価を実施する際の留意点

- ① あらかじめ選定した構成員による運営推進会議は、おおむね2月に1回以上開催すること。
- ② 少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施すること。
- ③ 評価を行う際は、単独開催で行うこと。
- ④ 区職員又は地域包括支援センター職員、利用者、地域住民等、(看護)小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須。

(2) 評価の流れ

① 自己評価

自己評価の実施にあたっては、「スタッフ個別評価(小多機)・従業者等自己評価(看護多機)」と「事業所自己評価」を活用します。

事業所すべての職員が参加し、提供するサービス内容について振り返りを行う自己評価(スタッフ個別評価・従業者等自己評価)を実施し、その評価をもとに事業所内で

話し合い、スタッフ全体で検討し、自己評価（事業所自己評価）を行い、個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

② 外部評価

外部評価は、あらかじめ選定した構成員による運営推進会議で行います。小規模多機能型居宅介護においては、事前に「事業所自己評価」と「地域からの評価（地域かわりシート①）」を配布しておきます。運営推進会議で自己評価結果を報告したうえで、第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

③ サービス評価まとめ

運営推進会議で出された意見等を集約・確認し、外部評価（サービス評価総括表・運営推進会議における評価）を作成します。小規模多機能型居宅介護においては、「地域からの評価（地域かわりシート②）」を作成してから、サービス評価総括表を作成します。

評価様式

小規模多機能型居宅介護	(別紙 2-1) スタッフ個別評価 (別紙 2-2) 事業所自己評価【公表・要提出】 (別紙 2-3) 地域からの評価 (別紙 2-4) サービス評価総括表【公表・要提出】
看護小規模多機能型居宅介護	(別紙 3-1) 従業者等自己評価 (別紙 3-2) 事業所自己評価 (別紙 3-3) 運営推進会議における評価【公表・要提出】

※（看護）小規模多機能型居宅介護のサービス評価の詳細は、しょうきぼどっとねっと (http://shoukibo.net/2015service_assessment/index.html) を参照してください。

◆ 認知症対応型共同生活介護

（１）運営推進会議を活用した外部評価を実施する際の留意点

- ① あらかじめ選定した構成員による運営推進会議をおおむね2月に1回以上（年6回）開催すること。
- ② 少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施すること。
- ③ 評価を行う際は、単独開催で行うこと。
- ④ 区職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須。
- ⑤ 運営推進会議を活用した評価を実施した場合は、実施回数の緩和要件である外部評価の継続年数に参入しないこと。

（２）運営推進会議を活用した評価の流れ

① 自己評価

自己評価の実施にあたっては、「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」を活用します。

事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施します。提供するサービス内容について振り返りを行い、個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

② 外部評価

外部評価は、あらかじめ選定した構成員による運営推進会議で行います。自己評価結果に基づき、提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

③ サービス評価まとめ

運営推進会議で出された意見等を集約・確認して記入し、「自己評価・外部評価 運営推進会議活用ツール」を完成させます。

提出書類

認知症対応型共同生活介護	（別紙 2-2）自己評価・外部評価 運営推進会議活用ツール
--------------	-------------------------------

（３）外部評価機関による評価を実施する場合

令和３年度までの内容から、変更点はありません。

外部評価機関による評価（第三者評価）を受けた場合は、運営推進会議を活用した評価を受けたものとみなします。

（４）外部評価（第三者評価）の実施回数の緩和について

一定の要件を満たした場合、外部評価の実施回数を２年に１回とすることができます。実施回数の緩和が適用されたため、外部評価を実施しない事業所は、自己評価を実施し、報告書を区へ提出してください。

実施回数の緩和の適用を受けるための要件や提出書類については、東京都福祉局ホームページ（高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報＞地域密着型サービス）をご参照ください。

（https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/chiki/）

※公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価制度のあり方に関する調査研究事業」（厚生労働省 HP「平成 28 年度老人保健健康増進等事業 当初協議採択事業一覧」にて掲載）を参考にしてください。

◆ 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

（１）運営推進会議を活用した外部評価を実施する際の留意点

- ① あらかじめ選定した構成員による運営推進会議をおおむね6月に1回以上（年2回）開催すること。
- ② 少なくとも3年に1回は自己評価及び外部評価を実施すること。
- ③ 評価を行う際は、単独開催で行うこと。
- ④ 区職員又は地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須。

（２）運営推進会議を活用した評価の流れ

① 自己評価

自己評価の実施にあたっては、「自己評価用（サービス分析）」を活用します。

事業所すべての職員が参加し、提供するサービス内容について振り返りを行い、個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

② 外部評価

外部評価は、あらかじめ選定した構成員による運営推進会議で行います。自己評価結果に基づき、提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

③ サービス評価まとめ

運営推進会議で出された意見等を集約・確認して記入し、「外部評価用（サービス分析）」を完成させます。

サービス別様式一覧

地域密着型通所介護	自己評価用（サービス分析）【地デイ】 外部評価用（サービス分析）【地デイ・運推用・要提出】
認知症対応型通所介護	自己評価用（サービス分析）【認通】 外部評価用（サービス分析）【認通・運推用・要提出】

3. 評価の公表

次回の運営推進会議で報告し、評価を確定します。

評価結果は、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムでの公表、事業所内への掲示、法人ホームページ等への掲載等により公表します。

区および地域包括支援センターへも提出してください。

4. 評価結果の提出先

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

福祉部介護保険課事業者指定グループ担当

《電 話》03-4566-2468

《F A X》03-3981-6208

《メール》A0029026 @city.toshima.lg.jp